

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく 志太榛原地域の減災に係る取組方針

平成30年1月26日策定

志太榛原地域豪雨災害減災協議会

島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町、気象庁 静岡地方气象台、
国土交通省 中部地方整備局 静岡河川事務所・長島ダム管理所、静岡県 危機管
理部・中部危機管理局・交通基盤部河川砂防局・島田土木事務所

目 次

1. はじめに.....	1
2. 本協議会の構成員.....	3
3. 志太榛原地域の概要と主な課題.....	4
4. 現状の取組状況と課題.....	6
5. 減災のための目標.....	10
6. 概ね5年間で実施する取組.....	11
7. フォローアップ.....	14
<添付資料>.....	15

1. はじめに

平成27年9月の関東・東北豪雨では、流下能力を上回る洪水により利根川水系鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流出や広範囲かつ長期間の浸水が発生した。加えて、これらに住民の避難の遅れ等も重なり、近年の水害では例を見ないほどの多数の孤立者が発生する事態となった。今後も、気候変動の影響等により、このような施設の能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが懸念される。

こうした背景から、平成27年12月10日に社会資本整備審議会会長から国土交通大臣に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申された。本答申において「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、水防災意識社会を再構築する必要がある」とされていることを踏まえ、国土交通省は新たに「水防災意識社会 再構築ビジョン」を発表した。直轄河川管理者は、全国の直轄河川を対象として、当ビジョンを実現させるため、直轄河川管理者、県、市町等関係機関が連携し減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進する減災対策協議会を設立した。

このような中、平成28年8月以降に相次いで発生した台風による豪雨災害では、中小河川においても甚大な被害が発生しており、「水防災意識社会」の再構築に向けた取組をさらに加速させ、全ての地域において取組を推進していくことが必要との考えから、平成28年10月7日付けの国土交通省水管理・国土保全局長通知により「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく取組を県管理河川にも拡大するよう要請を受けるとともに、平成29年1月11日には社会資本整備審議会会長から国土交通大臣に対して「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について」が答申された。

これらを踏まえ、志太榛原地域における県管理河川においても「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生する」との共通認識のもと、河川管理者、市町などの関係機関が連携・協力して、減災のための目標を共有し、意識変革と災害リスクに応じたハード・ソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、平成29年2月13日に「志太榛原地域豪雨災害減災協議会」（以下「本協議会」という。）を設立した。

その後、平成29年6月20日付け国土交通省水管理・国土保全局長通知において「水防災意識社会の再構築に向けた緊急行動計画」が新たに示されたことから、本協議会においても、命を守るための確実な避難、氾濫発生後の社会機能の早期回復を実現するための減災対策として、各構成員が平成33年度までに計画的・一体的に取り組む事項について検討を進め、今般その結果を「志太榛原地域の減災に係る取組方針」（以下「取組方針」という。）としてとりまとめたものである。

今後、本協議会の各構成員は、本取組方針に基づき連携して減災対策に取り組み、毎年出水期前に協議会等を開催し、進捗状況を定期的に確認するなどフォローアップを行うこととする。

なお、本取組方針は、本協議会規約第5条に基づき志太榛原地域（島田土木事務所管内）の一級河川（指定区間）及び二級河川を対象に作成したものである。

2. 本協議会の構成員

本協議会の構成員とそれぞれの構成員が所属する機関（以下「構成機関」という。）は、以下のとおりである。

構成機関	構成員
島田市	市長
焼津市	市長
藤枝市	市長
牧之原市	市長
吉田町	町長
川根本町	町長
気象庁 静岡地方気象台	台長
国土交通省 中部地方整備局 静岡河川事務所	所長
国土交通省 中部地方整備局 長島ダム管理所	所長
静岡県 危機管理部	理事（防災対策担当）
静岡県 中部危機管理局	局長
静岡県 交通基盤部 河川砂防局	局長
静岡県 島田土木事務所	所長

3. 志太榛原地域の概要と主な課題

(1) 地形・社会経済等の状況

志太榛原地域は、静岡県の中東部に位置し、島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町の計4市2町で構成され、北部は長野県、西部は浜松市、森町、掛川市、菊川市、御前崎市、東部は静岡市、南部は駿河湾に面しており、その面積は約1,210km²で本県の約16%、人口は約46万人で本県の約13%を占めている。

地域における県管理河川は、国内有数の急流河川である大井川（指定区間）など一級河川が2水系33河川、瀬戸川、朝比奈川など二級河川が12水系38河川、計14水系71河川であり、その管理延長は約427kmである。

南アルプスを含む北部山地部は急峻な地形が連なる自然に恵まれたブロックであり、産業としてはお茶、椎茸、木材等を主産物とする農林業と温泉や蒸気機関車を活用した観光業が中心である。

一方、駿河湾に面する南部は海岸堤防や河川堤防に囲まれた低平地部が広がっており、その中間部は、大井川などにより運ばれた土砂の堆積により形成された扇状地である。幹線道路の整備や県庁所在地である静岡市のベッドタウンとしての宅地開発などにより市街化が進み、大手企業や大型店舗の進出など商工業を中心に発展してきたブロックであり、お茶、レタス、みかんなどの農業も盛んである。

地域全体としては、新東名高速道路の開通、富士山静岡空港の開港等に加えて、これらに伴うアクセス道路の整備等が進んでおり、今後も、関連プロジェクトの推進等により発展が予想される地域である。

(2) 過去の被害状況と河川改修の状況

大井川は「箱根八里は馬でも越すが、越すに越されぬ大井川」とうたわれる、かつての東海道の要所であり、その東側を流れる瀬戸川などとともに広大な扇状地を形成し、古来より地域の社会経済の発展に大きな役割を果たしてきた。

大井川の治水事業は歴史的にも困難を極め、流域住民にとって大きな脅威であったが、明治以降に実施された積極的な治水事業により安全度は向上したものの、中流域の人家が集中している区間においては浸水被害が度々発生しており、近年では、平成23年9月の台風12号により床上浸水が発生している。

瀬戸川についても、下流域に多くの築堤区間を抱えていることから幾度となく洪水の被害を受けており、近年では昭和57年9月の台風18号による豪雨で堤防が破堤し、焼津駅周辺を含め甚大な被害が発生した。

これらの甚大な被害に対しては、災害復旧事業費に改良費を加えた一定災（改良復旧事業）等を活用した改修を進めるとともに、現在も、河川整備計画等の法

定計画に基づき河道拡幅や護岸整備を実施している。

(3) 豪雨災害時の特性や課題

志太榛原地域の豪雨災害時の主な特性や課題は、以下のとおりである。

- 山地部では、急流区間が多いことから河岸侵食や洗掘などに備えるとともに、災害時には孤立集落等への対応が必要になることが想定される。
- 一方、低平地部では、地理的地形的な要因から内水氾濫が発生しやすく、海岸堤防や河川堤防に囲まれた地域では、その排水に長期間を要する可能性が高いことから、内水排除について平時からの備えが必要である。
- 山地部と低平地部に挟まれた扇状地・市街地部では、築堤区間を多く抱えていることから、拡散型の氾濫に備えた減災対策が必要である。
- 頻発する水害を念頭に、今後、発生が想定される豪雨災害に対して住民の意識向上を図る必要があるため、順次、想定最大規模の洪水浸水想定区域図等を公表し、基礎自治体においては洪水浸水想定区域図に基づく洪水ハザードマップ等の周知を推進する必要がある。
- 本地域では、洪水予報河川又は水位周知河川に指定されていない河川の沿川に自治体の庁舎等の災害拠点が存在するなど水害リスクの高い河川が存在することから、これらの関係自治体の水害時の避難勧告等の判断を支援するため、水位周知河川の指定の拡大等の検討が必要である。
- また、人口・資産の集中する扇状地・市街地部に要配慮者利用施設の多くが存在していることから、氾濫発生時に確実な避難行動が図られる体制を構築しておく必要がある。

4. 現状の取組状況と課題

志太榛原地域における減災対策について、各構成機関で現状を共有し抽出した課題は、以下のとおりである。

①情報伝達、避難計画等に関する事項

項 目	現状の取組と課題（現状：○、課題：●）	課題記号
想定される浸水リスク情報の周知	○県では、計画規模の洪水浸水想定区域図を策定し、県のホームページ等で公表している。 ○各市町では、洪水浸水想定区域図に基づく洪水ハザードマップを作成し、各戸配布やホームページ等で周知している。	—
	●洪水浸水想定区域図等が洪水に対するリスクとして認識されるよう更なる啓発が必要である。	a
	●水防法に基づき、想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域への見直しや洪水ハザードマップの改良が必要である。	b
	●防災情報の持つ意味や防災情報を入手した際の対応について、更なる理解の促進が必要である。	c
	●計画規模を超える大規模氾濫による避難者数の増加、避難場所や避難経路が浸水する場合に備えた避難計画等の再検討が必要である。	d
	●中小河川においても浸水実績等に基づく浸水リスク等の共有が必要である。	e
洪水時における河川管理者や気象台からの情報提供等の内容	○避難や水防活動に役立つ雨量、河川水位、気象情報等のリアルタイム情報をホームページで提供している。 ○誰もが簡単に情報入手できるよう地上デジタルデータ放送等を活用した情報提供が実施されている。 ○県と市町の幹部職員間で緊急連絡体制（ホットライン）を構築している。	—
	●インターネット等による防災情報の入手先を分かり易くし、住民自らが情報入手できる環境整備が必要である。	f
	●提供される情報の持つ意味や内容が理解されるよう更なる啓発が必要である。	g
	●水位計や監視カメラが設置されていない河川においても避難の判断に資する情報の提供が必要である。	h
	●洪水時の確実な情報伝達体制を確保するため、水防区長（島田土木事務所長）と各市町長とのホットライン体制の構築が必要である。	i
	●ホットラインの実効性を確保するため、定期的な訓練等の実施が必要である。	j

項 目	現状の取組と課題（現状：○、課題：●）	課題記号
避難勧告等の発令基準	○洪水予報河川・水位周知河川では、河川水位や雨量等の情報に基づいた避難勧告等の基準が設定されている。 ○その他の中小河川では、河川水位等の情報が不足しているため避難勧告等の発令基準が設定されていない市町もある。	—
	●避難勧告等発令の判断やタイミングが難しいため、市町長の意思決定を後押しする河川管理者の支援が必要である。	k
	●中小河川についても避難勧告等の判断基準に活用可能な水位情報等が入手できるよう措置を講ずる必要がある。	l
	●内閣府の新ガイドライン（避難勧告等に関するガイドライン：平成29年1月）に基づき、市町の避難勧告等の判断基準の見直しに向けた支援が必要である。	m
避難場所・避難経路	○計画規模に基づく洪水ハザードマップや防災ガイドブック等で避難場所や避難経路について周知を行っている。 ○県は、市町に対し指定緊急避難場所の指定に係る助言を行っている。	—
	●計画規模を越える大規模氾濫等を想定した避難場所や避難経路への見直しが必要である。	n
住民等への情報伝達の体制や方法	○河川のリアルタイム状況が分かるライブカメラが、地域には53箇所設置されている。 ○各市町では、防災行政無線や防災メールにより防災情報の提供や配信を行っている。	—
	●防災行政無線による音声情報や一部利用にとどまるメール配信だけでなく、多様な情報伝達手段を確保する必要がある。	o
	●情報を入手した住民が内容を理解し、主体的に避難等の行動へ移せるよう更なる啓発が必要である。	p
避難誘導体制	○自主防災会、水防団（消防団）等と連携して避難誘導体制の構築を進めている。	—
	●計画規模を超える大規模氾濫等を想定した実践的な避難誘導訓練等の実施が必要である。	q
平時からの住民等への啓発、防災教育・訓練	○県では、防災リーダー養成のための「静岡県ふじのくに防災士養成講座」や学校・企業等を対象に防災情報の持つ意味や内容の習熟を図るための出前講座等を実施している。 ○地域防災リーダーや防災指導員の養成により地域防災力の向上に努めている市がある。 ○水防（防災）訓練や出前講座等を実施している市町がある。	—
	●地域における防災意識向上に向けた継続的な取組を実施し、世代間における継承や災害に強い文化を形成していく必要がある。	r

項 目	現状の取組と課題（現状：○、課題：●）	課題記号
要配慮者利用施設の避難確保計画の作成支援	○県及び市町では、要配慮者利用施設の管理者等向けに、避難確保計画作成のための説明会を実施している。	—
	●要配慮者利用施設の避難確保計画の作成促進に向け、各市町内部の実施体制の構築が必要である。	s
	●要配慮者利用施設の避難確保計画の作成及び避難訓練の実施率向上のための更なる行政支援が必要である。	t

②水防に関する事項

項 目	現状の取組と課題（現状：○、課題：●）	課題記号
水防活動のための水防警報の伝達や河川水位等に係る情報提供	○県では、水防警報指定河川において水防警報を発表し伝達している。 ○避難や水防活動に役立つ雨量、河川水位、気象情報等のリアルタイム情報をホームページで提供している。	—
	●情報伝達された各行政機関がより迅速に対応できるよう連携体制の共有が必要である。	u
河川の巡視	○毎年、出水期前に県と各市町では、重要水防箇所等を中心に河川巡視及び堤防点検等を実施し、水防活動に伴う危険な箇所の情報共有を図っている。	—
	●大規模氾濫時の円滑な水防活動の実施に備え、河川管理者等と水防団等の連携体制の強化が必要である。	v
水防活動の実施体制の確保と水防技術の維持向上対策	○県と各市町では、水防活動を想定した重要水防箇所等の点検を実施している。 ○各市町では、水防訓練等を実施することにより水防技術の維持継承を図っている。	—
	●重要水防箇所や水防資機材等の状況を第一線で活動する水防団等とも共有する必要がある。	x
	●水防団員等の減少や高齢化による水防活動の低下を防ぐため、水防訓練等の継続した取組が必要である。	y
水防資機材の整備状況	○県と各市町では、水防倉庫に備蓄している水防資機材の確認を行っている。	—
	●大規模な水防対応が必要となる場合に備えた資機材の拡充が必要である。	z

③氾濫水の排水、施設運用に関する事項

項 目	現状の取組と課題（現状：○、課題：●）	課題記号
排水施設、排水資機材の操作・運用	○県では、河川パトロール等を活用し、樋門・樋管等を含めた各種排水施設の点検等を実施している。 ○各市町では、排水ポンプ等の排水資機材の点検等や操作訓練を実施している。 ○排水ポンプ車を所有する構成機関では、排水ポンプ車を活用した訓練を実施している。	—
	●許可工作物の管理者に対する適切な維持管理と洪水時の操作等の指導を強化する必要がある。	aa

項 目	現状の取組と課題（現状：○、課題：●）	課題記号
	●氾濫水の迅速な排水のため、地域が有する排水資機材の把握と活用についての検討が必要である。	ab
	●広域的な氾濫水の排除に備え、関係機関と連携した排水計画の検討や排水訓練の実施が必要である。	ac
洪水調節をするダムや流域での流出抑制対策	○長島ダムでは、異常洪水時・防災操作時において、洪水時最高水位（サーチャージ水位）を超過する場合のダム操作規則を変更した。 ○関係機関と連携した総合的治水対策協議会を設置し流出抑制に向けた取組を実施している地区がある。	—
	●既存ダムの機能を最大限活用する洪水調節方法の更なる検討（操作規則の変更）とそれに伴う関係機関との連絡体制等の調整が必要である。	ad
	●流出抑制に向けた取組の継続と関係機関との更なる連携が必要である。	ae

④河川管理施設の維持及び整備に関する事項

項 目	現状の取組と課題（現状：○、課題：●）	課題記号
堤防等河川管理施設の整備状況	○河川整備計画や豪雨対策アクションプラン等に基づく河川整備と災害時には既存施設の早期復旧を実施している。	—
	●近年、激化する気象状況に対応した流域の治水安全度の向上と既存施設の機能の維持が必要である。	af

5. 減災のための目標

志太榛原地域の豪雨災害に対し、地形・社会特性を踏まえ、各構成機関が連携して平成33年度までに達成すべき減災目標を以下のとおりとした。

【5年間で達成すべき目標】

1 逃げ遅れによる人的被害をなくすこと

水害リスク情報等を共有することにより、流域全体で防災意識の向上を図り、要配慮者利用施設を含めて命を守るための確実な避難を実現すること

2 氾濫発生後の社会機能を早期に回復すること

水害による社会経済被害を軽減し、氾濫が発生した場合でも早期に社会経済活動を再開できる状態に回復すること

【目標達成に向けた取組の方向性】

上記目標の達成に向け、以下の2項目を柱とした取組を実施する。

① 水害リスク情報等の共有による確実な避難の確保

② 洪水氾濫による被害軽減のための水防活動・排水活動等

【取組事項】

本協議会では、上記を踏まえ、以下の事項に基づく取組を行うものとする。

① 水害リスク情報等の共有による確実な避難の確保

- ・ 要配慮者施設における確実な避難に向けた取組
- ・ 確実な避難勧告の発令に向けた取組
- ・ 水害リスク情報等の共有に向けた取組
- ・ 避難行動を促す取組

② 洪水氾濫による被害軽減のための水防活動・排水活動等

- ・ 地域での水防活動の継続的な実施に向けた取組
- ・ 氾濫水を迅速に排水するための取組
- ・ 流域の市町と河川管理者が一体となった総合的な治水対策の推進
- ・ 河川における機能の確保
- ・ 施設能力を上回る洪水への対応

このような取組を実施することにより、「水防災意識社会」の再構築を目指すものとする。

6. 概ね5年間で実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に実施する各取組事項の主な内容・目標時期・実施機関については、以下のとおりである。

① 水害リスク情報等の共有による確実な避難の確保

事項	具体的取組	課題	目標時期	実施機関
■要配慮者施設における確実な避難に向けた取組				
	1) 施設管理者等への理解促進			
	要配慮者利用施設の管理者等を対象とした防災情報等の提供	f, g, o, p, t	引き続き実施	静岡県・静岡地方気象台
	2) 避難確保計画の作成促進			
	確実な避難体制の確保のための避難確保計画の作成、避難確保計画に基づく避難訓練の実施の促進	q, s, t	引き続き実施	各市町
■確実な避難勧告の発令に向けた取組				
	避難勧告等の発令を想定した訓練の実施及び発令基準の点検	k, n	引き続き実施	静岡県・各市町・静岡河川事務所・静岡地方気象台
	ホットライン体制の構築	i, k, u	平成29年度	静岡県・各市町
	ホットラインや洪水対応演習などの情報伝達訓練の充実	j	引き続き実施	静岡県・各市町・静岡河川事務所・長島ダム管理所
■水害リスク情報等の共有に向けた取組				
	1) 洪水予報河川、水位周知河川における取組			
	最大クラスの洪水を対象とした洪水浸水想定区域の見直しと周知	b	平成30年度まで	静岡県
	洪水浸水想定区域の見直しに伴う洪水ハザードマップの改良と周知	b, d, n	平成30年度から順次実施	各市町
	タイムラインの導入の推進	c, u	平成29年度から順次実施	静岡県・各市町・長島ダム管理所
	2) その他の河川（区間）における取組			
	水位周知河川の拡大の検討	h, l	平成29年度から順次実施	静岡県
	水害リスク情報の収集と周知方策の充実	a, c, d, e, g, h, p	平成29年度から順次実施	各市町
	水位計・河川監視カメラの設置（増設）の検討	h, l	平成29年度から順次実施	静岡県・藤枝市

事項	具体的取組	課題	目標時期	実施機関
■避難行動を促す取組				
	雨量や水位に係るリアルタイム情報の提供	f, o	引き続き実施	静岡県・各市町・静岡河川事務所・静岡地方気象台
	防災教育の推進や出前講座等を活用した防災情報の説明会等の充実	a, c, f, g, o, p, q, r	引き続き実施	静岡県・各市町・静岡河川事務所・静岡地方気象台・長島ダム管理所
	県から市町への情報収集要員（リエゾン）の派遣の検討	k	平成29年度から順次実施	静岡県
	避難勧告等発令の判断・伝達マニュアルの検証及び情報共有	k, m, l, o	平成29年度から順次実施	各市町

② 洪水氾濫による被害軽減のための水防活動・排水活動等

事項	具体的取組	課題	目標時期	実施機関
■地域での水防活動の継続的な実施に向けた取組				
	水防訓練や水防演習等の実施による水防団等との連携	v, x, y	引き続き実施	静岡県・各市町・静岡河川事務所・静岡地方気象台
	橋脚や護岸等への量水標の設置等による円滑な水防活動への支援	v, x	平成30年度から順次実施	静岡県・各市町
	水防活動や緊急復旧活動に活用する資材の充実の検討	x, z	平成30年度から順次実施	静岡県・各市町
	県から市町への情報収集要員（リエゾン）の派遣の検討	k	平成29年度から順次実施	静岡県
■氾濫水を迅速に排水するための取組				
	国・各自治体が所有する排水ポンプ車等を活用した排水訓練等の実施	ac	引き続き実施	静岡県・各市町・静岡河川事務所
	地域が有するポンプ等（消防や建設会社）の活用に向けた情報の整理と共有	ab, ac	平成30年度から順次実施	静岡県・各市町
■流域の市町と河川管理者が一体となった総合的な治水対策の推進				
	河川整備計画等に基づく治水対策の着実な実施	af	引き続き実施	静岡県・各市町
	洪水時のダム操作高度化に対する検討	ad	引き続き実施	静岡県・関係市町・長島ダム管理所
	ため池や水田等流域の貯留機能の保全、確保等の流出抑制対策の推進	ae, af	引き続き実施	静岡県・関係市町

事項	具体的取組	課題	目標時期	実施機関
■河川における機能の確保				
	河川内の堆積土砂撤去や樹木伐採等による流下能力の保全	af	引き続き実施	静岡県・各市町
	樋門・樋管等の施設の確実な点検、巡視の促進、運用体制の確保	aa	引き続き実施	静岡県・各市町
■施設能力を上回る洪水への対応				
	背後に市街地を有する築堤河川等における天端補強等の減災対策の検討	af	引き続き実施	静岡県

※表中の課題欄に記載した記号は、「４．現状の取組状況と課題」で示した課題と具体的取組との対応を示す。

7. フォローアップ

各構成機関の取組については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画、河川整備計画等に反映することなどによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むこととする。

原則、毎年出水期前に協議会等を開催し、取組の進捗状況を確認するとともに、各構成機関が実施した取組について共有し改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。

また、今後、全国で作成される他の取組方針の内容や技術開発の動向等を収集したうえで、必要に応じ、取組方針を見直すこととする。

＜添付資料＞

〇概ね5年間で実施する取組

添付資料

目標達成に向けた取組項目(取組の柱)	主な内容	目標時期	実施機関 (○:実施予定、●:実施継続、★:実施済み)								地域住民
			県	島田市	焼津市	藤枝市	牧之原市	吉田町	川根本町	国	
■取組事項(取組の中項目)											
具体的取組											
① 水害リスク情報等の共有による確実な避難の確保											
■要配慮者施設における確実な避難に向けた取組											
1) 施設管理者等への理解促進											
要配慮者利用施設の管理者等を対象とした防災情報等の提供	・県市町等が開催する研修会等の場を活用し、関係者への制度周知と情報提供を実施する。	引き続き実施	●	活用	活用	活用	活用	活用	活用	●	
2) 避難確保計画の作成促進											
確実な避難体制の確保のための避難確保計画の作成、避難確保計画に基づく避難訓練の実施の促進	・地域防災計画に位置付けた施設について、情報の伝達方法を定め、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を支援する。	引き続き実施	技術的助言	●	○	●	○	○	●	技術的助言	
■確実な避難勧告の発令に向けた取組											
避難勧告等の発令を想定した訓練の実施及び発令基準の点検	・避難勧告等の発令を想定した水害版図上訓練等を実施し、発令基準の点検及び見直しを図る。	引き続き実施	●	●	●	●	●	●	●	●	
ホットライン体制の構築	・洪水時における確実な情報伝達手段として、関係市町長と島田土木事務所長とのホットライン体制を構築する。	平成29年度	★	★	★	★	★	★	★		
ホットラインや洪水対応演習などの情報伝達訓練の充実	・洪水対応演習等において関係機関を対象とした情報伝達訓練を毎年実施し、ホットライン体制を確認する。	引き続き実施	●	●	●	●	●	●	●	●	
■水害リスク情報等の共有に向けた取組											
1) 洪水予報河川、水位周知河川における取組											
最大クラスの洪水を対象とした洪水浸水想定区域の見直しと周知	・浸水想定区域図の見直しを実施し、指定・公表の手続きを実施する。(対象10河川)	平成30年度まで	●	活用	活用	活用	活用	活用	活用		活用
洪水浸水想定区域の見直しに伴う洪水ハザードマップの改良と周知	・指定・公表された浸水想定区域図等に基づきハザードマップを更新する。	平成30年度から順次実施	技術的助言	○	○	○	○	○	○		活用
タイムラインの導入の推進	・対象河川毎に「避難勧告発令型タイムライン」を作成し、運用実態に合わせて見直しを図る。(対象10河川)	平成29年度から順次実施	○	○	○	○	○	○	●	●	
2) その他の河川(区間)における取組											
水位周知河川の拡大の検討	・新たに水位周知河川に指定する候補河川を選定しその拡大を検討する。(対象7河川)	平成29年度から順次実施	●								
水害リスク情報の収集と周知方策の充実	・協議会等において過去の水害実績等を共有し、地域住民に対して水害リスクの周知を図る。	平成29年度から順次実施	情報提供	○	○	○	○	○	○		活用
水位計・河川監視カメラの設置(増設)の検討	・水位周知河川の拡大検討河川に水位計を設置する。(対象4河川) ・水位情報提供河川としてその他河川においても水位計を順次設置する。(対象13河川)	平成29年度から順次実施	○			○					
■避難行動を促す取組											
雨量や水位に係るリアルタイム情報の提供	・雨量、水位、河川監視映像、気象情報等の情報提供サイトを活用しリアルタイム情報を提供する。	引き続き実施	●	●	●	○	●	●	○	●	活用
防災教育の推進や出前講座等を活用した防災情報の説明会等の充実	・小・中学校で実施される水防災教育の推進と防災情報の習熟を図るための出前講座等を実施する。	引き続き実施	●	●	●	●	●	●	●	●	参加
県から市町への情報収集要員(リエゾン)の派遣の検討	・県と市町の情報共有の在り方に関する現状、課題を整理しリエゾン派遣の有効性や実現性を検討する。	平成29年度から順次実施	○	活用	活用	活用	活用	活用	活用		
避難勧告等発令の判断・伝達マニュアルの検証及び情報共有	・避難勧告等の発令基準や避難方法等を再検証し、首長のサポート体制について関係部局で情報共有を図る。	平成29年度から順次実施	技術的助言	●	●	●	●	●	●		

〇概ね5年間で実施する取組

添付資料

目標達成に向けた取組項目(取組の柱)		主な内容	目標時期	実施機関 (○:実施予定、●:実施継続、★:実施済み)								地域住民
■取組事項(取組の中項目)												
具体的取組												
② 洪水氾濫による被害軽減のための水防活動・排水活動等												
■地域での水防活動の継続的な実施に向けた取組												
水防訓練や水防演習等の実施による水防団等との連携	・関係機関は、水防団等と合同で重要水防箇所等の巡視及び点検を実施し、水防演習や水防訓練に積極的に参加する。	引き続き実施	●	●	●	●	●	●	●	●	参加	
橋脚や護岸等への量水標の設置等による円滑な水防活動への支援	・水防団等との意見交換を実施し、ボトルネック区間の橋脚や護岸等へ量水標等を設置する。	平成30年度から順次実施	○	○	○	○	○	○	○			
水防活動や緊急復旧活動に活用する資材の充実の検討	・迅速かつ確な水防活動のために、水防資材の新たな保管場所や土のうステーションの整備等を検討する。	平成30年度から順次実施	○	○	○	○	○	○	○	技術的助言		
県から市町への情報収集要員(リエゾン)の派遣の検討(再掲)	・県と市町の情報共有の在り方に関する現状、課題を整理しリエゾン派遣の有効性や実現性を検討する。	平成29年度から順次実施	○	活用	活用	活用	活用	活用	活用			
■氾濫水を迅速に排水するための取組												
国・各自治体が所有する排水ポンプ車等を活用した排水訓練等の実施	・排水ポンプ車を活用した排水訓練やドローンを活用した浸水被害状況把握のための訓練に参加する。	引き続き実施	●	●	●	○	●	●	○	○		
地域が有するポンプ等(消防や建設会社)の活用に向けた情報の整理と共有	・地域所有のポンプ情報を収集し、関係機関で情報共有する。	平成30年度から順次実施	○	○	○	○	○	○	○			
■流域の市町と河川管理者が一体となった総合的な治水対策の推進												
河川整備計画等に基づく治水対策の着実な実施	・県は、河道拡幅等の河川改修を計画的かつ着実に実施する。 ・県と市町は、災害発生時に迅速な施設の復旧を図る。	引き続き実施	●	●	●	●	●	●	●			
洪水時のダム操作高度化に対する検討	・ダム機能を最大限活用する洪水調節方法の検討やそれに伴う関係機関との連絡体制を検討する。	引き続き実施	○	○					○	●		
ため池や水田等流域の貯留機能の保全、確保等の流出抑制対策の推進	・アクションプラン対象地区を中心に関係機関と連携した総合的な治水対策を推進する。	引き続き実施	●	●	●	●	○	○			協力	
■河川における機能の確保												
河川内の堆積土砂撤去や樹木伐採等による流下能力の保全	・河道内の堆積土砂や樹木の繁茂状況の把握に努め、優先度に応じて治水上支障のある箇所の河床掘削等を実施する。 ・透過型砂防堰堤等を整備する。(対象2溪流)	引き続き実施	●	●	●	●	●	●	●			
樋門・樋管等の施設の確実な点検、巡視の促進、運用体制の確保	・河川管理施設及び市町占用工作物については確実な点検保守を実施し、その他許可工作物管理者に対しては適切な維持管理と洪水時の操作等を指導する。	引き続き実施	●	●	●	●	●	●	●		●	
■施設能力を上回る洪水への対応												
背後に市街地を有する築堤河川等における天端補強等の減災対策の検討	・背後地の資産状況等を踏まえて堤防天端舗装等の対策実施箇所を検討し、優先順位を定め危機管理型ハード対策を推進する。	引き続き実施	●									